

2024 年 10 月 9 日

次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみんプラス」認定の取得について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、このたび、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育てと仕事を両立しやすい職場環境の整備に取り組む企業として、厚生労働大臣より「プラチナくるみんプラス」認定を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当行では、今後も全ての従業員が活躍できる職場環境の整備とワークライフバランスを重視した諸制度の利用促進を図り、全従業員のウェルビーイング実現に積極的に取り組んでまいります。

記

1. 「プラチナくるみんプラス」とは

「次世代育成支援対策推進法※」に基づき、くるみん認定を取得している企業のうち、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取り組みを行っており、かつ、不妊治療と仕事の両立支援と取組状況が優良な企業が受けることができるものです。

【認定マーク「プラチナくるみんプラス」】



※「次世代育成支援対策推進法」とは、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律です。企業は労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられています。

2. 当行における取り組み内容（詳細は別紙を参照ください）

男性の育児休職取得促進に向けた取り組みや、「女性のキャリア形成基本方針」に基づく育成体系の構築、仕事と家庭の両立のための制度改定・新設ならびに行内の意識醸成等の取り組みにより、2024 年 8 月 29 日付で認定を受けました。

以 上

【当行における仕事と家庭の両立に関する取り組み内容】

1. 仕事と家庭の両立の推進に関する方針の制定

2023 年 4 月 1 日に、「女性のキャリア形成基本方針」を制定し、女性従業員のキャリア形成およびキャリア継続の支援に取り組んでおります。

【女性のキャリア形成基本方針】

1. 「キャリアアップへの自律的な意識の醸成」

女性行員のキャリア意識を高める育成体系の構築と、男女の分け隔てないキャリアアップに向けた取組強化

2. 「安心してキャリアを繋ぐ柔軟な働き方の実現」

出産・育児等によるライフステージ変化の中でも、仕事との両立を可能にする働き方支援および環境整備の強化

2. 仕事と家庭の両立のために利用できる制度の充実（一部抜粋）

制度名	内容
育児のための短時間勤務制度	小学校 3 年生までの子を養育する従業員を対象に、1 日の所定労働時間を 6 時間に短縮する勤務制度。
チャイルドケア勤務制度	小学校 6 年生までの子を養育する従業員を対象に、所定労働時間を超える労働、深夜勤務を制限する勤務制度。
フレックスタイム制勤務	2 パターンのフレックスタイム制勤務を導入。
在宅勤務制度	自宅または自宅に準ずる場所でモバイル OA を利用した業務を実施することが可能。
不妊治療休職制度	不妊治療を受けるために最長 2 年間休職することが可能。
配偶者転勤休職制度	配偶者の転勤に伴い、勤務可能な銀行の営業拠点がない地域へ転居した場合、最長 3 年間休職することが可能。
育児休職者支援プログラム	育児休職取得者を休職前・休職中・復職後の 3 段階に分け、それぞれのステップに応じた支援プログラムを実施。

3. 仕事と家庭の両立に向けた行内の意識醸成の取り組み

- (1) 全従業員に対する「女性のキャリア形成基本方針」についてトップメッセージの発信および各種制度の内容と利用における注意点等の動画研修の実施。
- (2) 人事部ダイバーシティ推進室内への相談担当者を設置による制度の利用促進。